

大飯原発3，4号機，高浜原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 松田正 ほか8名

債務者 関西電力株式会社

忌避申立てに対する意見書

平成27年3月12日

福井地方裁判所 御中

債権者ら代理人弁護士 河合 弘 之

ほか

債権者らは、債務者が平成27年3月11日に申し立てた、樋口英明裁判長，原島麻由裁判官及び三宅由子裁判官に対する忌避について，下記のとおり意見を申し述べる。

1 忌避事由がないこと

債務者は、平成27年3月9日付け進行に関する意見書で今後予定する主張疎明として追加した、①地震に関する意見書、②設備等に関する意見書、③地震に関する口頭説明及び④新規制基準適合性審査の状況を踏まえた主張疎明を待つことなく、裁判所が本件高浜原発について決定を行うこととした訴訟指揮を理由として、忌避を申し立てたものと考えられる。

しかし、判例（最高判昭和45・9・29裁判集民100号499頁）は、忌避事由について、「裁判官と具体的事件との間に客観的に公平な裁判を期待しえないような人的、物的に特殊な関係がある場合をいい、具体的事件と直接無関係な裁判官としての適格性、行状、思想、単なる法律上の見解等に関する一般的自由は、忌避の原因を構成しないとしても憲法32条に違反しない」と述べており、訴訟指揮は、忌避事由にはあたらないとするのが確立された判例実務である。

したがって、債務者が申し立てた忌避に理由がないことは明らかである。

2 忌避権の濫用であること

裁判を遅延させることを目的とする忌避の申立てについては、忌避権の濫用として、法25条3項及び26条の適用はなく、忌避された裁判官自身はその忌避申立てを却下でき（簡易却下）、かつ、手続は停止せず、裁判所は、忌避の申立てと関係なく手続を進行させることができる（大阪地決昭和35・9・19下級民集11巻9号1940頁、東京高決昭和39・1・16下級民集15巻1号4頁、横浜地決昭和39・8・1判タ166号203頁、高松高決昭和39・12・10高裁民集17巻8号603号、大阪高判昭和40・3・29判時423号33頁、札幌高決昭和51・11・12判タ347号198頁、高松高判昭和58・10・18判タ510号127頁）。

債務者代理人は、上記のとおり一般論として訴訟指揮が忌避事由にはあたらないことは当然認識しているものと考えられる。

加えて、債権者ら平成27年3月10日付け進行に関する意見書(3)で述べたとおり、債務者が今後予定していると述べた上記主張疎明は、大飯本訴請求事件等の経緯からすれば、裁判を遅延させることを目的とするものであることは明らかである上、個別に検討しても、いずれも審理期間を伸長してまで主張疎明を行う必要性は認められず、さらに、債務者にはこれらの主張疎明を行うための十分な準備期間が3か月間以上も与えられていたことからすれば、このような主張疎明を待たずに決定を行うという訴訟指揮は何ら不当でない。むしろ迅速性を旨とする仮処分事件としては、1月28日に審尋終結を強く望んでいた債権者側の要望を裁判所は受け入れず、債務者側に通常事件以上に十分な反論の期間を与えたというべきである。

裁判所は、本件高浜原発について、原子炉設置変更許可がなされたことから、「機が熟した」として決定を行うことにしたにすぎない。

このように本件で行われた訴訟指揮を見ると、一般論として訴訟指揮が忌避事由にあたらないという以上に、「裁判の公正を妨げるべき事情」がないことは明らかであり、債務者としても当然このことを認識しながら、忌避申立てを行った

ものと考えられる。

以上からすれば、債務者の忌避申立ては、裁判を遅延させることを目的とするものであることは明らかであるから、忌避権の濫用として、簡易却下が相当であり、かつ、手続は停止せず、裁判所は、忌避の申立てと関係なく手続を進行させることができる。

3 要急行為として決定を行うべきであること

本件では、上記のとおり債務者の忌避申立ては忌避権の濫用であるから、法26条の適用はなく、手続は停止しないと考えるが、仮に、法26条が適用されるとしても、同条但書は、「急速を要する行為」については職務を執行することができ、停止することを要しないものとしているところ、「急速を要する行為」とは、その行為を遅延すれば相手方が回復不能の損害を被るおそれのある行為をいい、仮処分も当然に含まれる（大審決昭和5．8．2民集9巻768頁）。

加えて、本件では、仮処分決定が遅延して本件高浜原発が再稼働されれば、債権者らは、原発事故により回復不能の損害を被るおそれがあるから、なおさら現実的にも「急速を要する」ということができる。

したがって、裁判所は、債務者の忌避申立てに対する裁判の結果を待つことなく、決定を行うべきである。

以上